

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	樋澤 吉彦 (ひざわ よしひこ)
○学位の種類	博士 (学術)
○授与番号	甲 第 1112 号
○授与年月日	2016 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	保安処分構想から医療観察法体制へ —日本精神保健福祉士協会の関わりを中心に—
○審査委員	(主査) 立岩 真也 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 美馬 達哉 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 渡辺 公三 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 松田 博幸 (大阪府立大学地域保健学域准教授)

<論文の内容の要旨>

本論文は、日本における保安処分に対して、少なくとも 1980 年代前半までは強固に反対の立場を堅持してきた「日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会」(現「日本精神保健福祉士協会」、以下、協会)、そして精神保健福祉領域のソーシャルワーカー (P S W、資格としては精神保健福祉士) が、2000 年代以降、その構造的類似性から一種の保安処分と同定できる「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(2003 年成立、2005 年施行、以下医療観察法) に対して実質的且つ積極的に関与を表明するに至った過程を整理し、検討を行うことを通して、P S Wの医療観察法への関与の正当化論理、及びその鍵概念となる本法における「社会復帰」の意味について明らかにすることを目的とする。

論文の構成は、序章、第 1 章「保安処分の概要」、第 2 章「日本における保安処分導入の過程」、第 3 章「協会の保安処分に対する「対抗」の過程」、第 4 章「協会の医療観察法への関与の過程——保安処分と P S Wとの親和性」、第 5 章「P S Wの医療観察法への関与のロジック——協会機関誌『精神保健福祉』における 2 つの特集の検討」、第 6 章「「精神保健観察」にみる社会復帰の意味」、終章「本研究のまとめと今後の研究課題」。

まず第 1 章・第 2 章で戦前から刑法学者による保安処分に関わる主張が整理される。第 1 章では、後述される医療観察法につながる始点として、保安処分の定義、執行形式、そして保安処分と刑罰との関係が整理され示される。第 2 章では、日本における保安処分導

入の経過が概観される。そこでは保安処分の主張が多様であったことが確認されるが、その上で、後に成立する医療観察法を保安処分と捉えることが妥当であることも示されることになる。第3章では、1960年代後半以降、保安処分が日本精神神経学会や精神障害者たちの運動において批判の対象とされていったその歴史が辿られる。そしてこの動きに連動し、協会もまた反対の側にまわったこと、以後その反対の立場自体は明確に否定されていないこともあわせて示される。

そうでありながら、協会は「同時に」医療観察法に関与していく。第4章では、医療観察法成立の過程を整理した後、協会による医療観察法に対する見解等の内容の整理を通して、協会が「迷走」しながらも、徐々に本法に積極的に関与していく様相が明らかにされる。第5章では、PSWがどのような論理によって、あるいは言葉の運びによって、医療観察法への関与を肯定しているのかについて検討された。第6章では、医療観察法におけるPSWの職務のなかでもその使命を具現化した社会復帰調整官の「精神保健観察」に関する論考の整理検討を通して、PSWの医療観察法への関与の正当化論理及びその鍵概念となる本法における「社会復帰」の意味について明らかにすることが試みられる。ここでは「社会復帰」を支援する職務がPSWの職務であり、その一部に医療観察法のもとの職務が位置づけられ正当化されていることが確認された。

<論文審査の結果の要旨>

制度の始まりや変更についてそれに関わる学会・業界の対応やその変遷を辿ることの意義は大きい。にもかかわらず研究はわずかである。それでも日本精神神経学会の動きについてはいくらか知られているが、コメディカルと呼ばれる職種や社会福祉の側についてはこれまでほとんど研究がない。本論文で医療観察法とPSWとの関わりが詳細に明らかにされた。しかもその組織は態度を変更している。それは医療観察法をどのように見るか、それへの関わりをどのように考えるかに関わる。そして本研究は職能団体の性格・動態を明らかにしようとする研究でもある。協会の医療観察法への関わりを詳細に辿った本論文が博士論文の水準を十分に超えていることを審査委員は一致して認めた。

そして筆者は態度の変化がどのようなものであったのかを検討している。ただその「変節」は過去の見解を否定したうえでなされたものではない。そのため、変化がどのようなものであったのかの評定は困難なものになる。筆者は医療観察法成立の前後に協会が出したあるいは協会が名前を連ねた文書(全て巻末に資料として収録されている)、そして協会機関誌『精神保健福祉』で2度行われた特集に掲載された協会の関係者他の文章を検討した。ここにも論理的な過去の立場の否定があるわけではない。以前あったはずの将来の危険性の予測可能性が疑わしいから強制処置の正当性は得られないという論点は医療観察法とそれへのPSWの参与を肯定することになってからの文章にたんに現れないといった具合である。

こうして医療観察法否定の根拠を否定するのではなく、それに言及しないまま、肯定・受

容の側への移動がなされる。そこに何があったのか。筆者は、一つに職域の拡大・確保が動因としてあったと推測する。そして以下を列挙している。日本弁護士会が示した P S W の参与を含む案に協会は肯定的に反応した。法制化の流れの中で与党案に「地方裁判所の判定機関」を構成する一員として P S W が記されたことを契機に、協会は全国の保護観察所に P S W を位置づけるという与党案より一步踏み込んだ「要望」を提出した。制定された法のもとで職務が規定されていることに肯定的に反応し、成立・実施後はその職域の拡大を求める主張をしている。以上からその推定は妥当なものだろう。そしてここでは、どうせ決まった制度であるからには他の職種よりも自らがよく「本人の側に立って」仕事を遂行できるという論も差し挟まれる。そしてもう一つ、P S W の本務としての「社会復帰」を援助すると言う時のその社会復帰が、安全な存在としてその社会でやっていけるような人になることであるとされ、それを支援する仕事が肯定され、それが医療観察法への参与への抵抗を少なくさせたと筆者は考える。これも妥当な把握であるだろう。

以上のように筆者は、協会やその関係者が言ったこと、そして言わなくなったことを辿りながら「変節」を跡付け、その上でそこに働いていた動因について傍証を重ねそれに迫りながら、その作業の困難をも感じるようになった。その試みから何を受け取れるか。

P S W の仕事はパターンリズム、そして強制に接している。それが正当化される場面があることを筆者は認める。同じ立場をとるとしよう。しかしだからこそ、将来の可能性予測は強制力の行使を正当化しないというように、強制力の発動に慎重であるべきだとされよう。そう考えるなら、本論文に描かれたのは、その「留め金」を知られぬ内に外してしまったその歴史だったとも言える。このように強制への関与の道が開かれることがあることを本論文は示しているのでもある。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の審査に関し、2016年6月3日(金)19:30~21:00に創思館302教室で口頭試問、7月19日(火)11:00~12:00に平井嘉一郎記念図書館カンファレンスルームで公聴会を開催した。各審査委員および公聴会参加者より質問がなされたが、いずれの質問に対しても、申請者の回答は適切なものであった。申請者は本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、申請者に査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文が3本以上あることを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により本論文はその条件を満たすことが確認された。

独創性・先駆性を有する本論文は、既存の議論を咀嚼した広汎な知識に裏打ちされており、博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。

以上、論文審査・口頭試問、公聴会での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博士(学術 立命館大学)」の学位を授与することが適当と判断した。